

中津川市 学校施設等適正配置計画

令和6年度～令和15年度

～子どもたちのよりよいひとりだちのために～



令和6年4月

中津川市教育委員会

目 次

| | | |
|----------|----------------------------------------|----|
| ■ | はじめに | |
| ① | はじめに | 1 |
| 1 | 計画の基本的事項 | |
| ① | 計画の目的 | 3 |
| ② | 計画の位置づけ | 3 |
| ③ | 計画期間 | 3 |
| ④ | 対象とする学校施設等 | 3 |
| ⑤ | 学校の規模分類 | 4 |
| 2 | 学校施設等の現状と課題 | |
| ① | 小学校 | 5 |
| ② | 中学校 | 5 |
| ③ | 学校給食共同調理場・学校調理場 | 6 |
| ④ | 教員住宅 | 6 |
| 3 | 地区別の将来推計 ～子ども・子育て支援事業計画、人口ビジョン～ | |
| ① | 将来総人口推計 | 10 |
| ② | 旧中津川市 | 11 |
| ③ | 山口地区 | 14 |
| ④ | 坂下地区 | 15 |
| ⑤ | 川上地区 | 16 |
| ⑥ | 加子母地区 | 17 |
| ⑦ | 付知地区 | 18 |
| ⑧ | 福岡地区 | 19 |
| ⑨ | 蛭川地区 | 20 |
| ⑩ | 0～14歳の将来推計 | 21 |
| 4 | 児童生徒の教育活動に適した学校規模とは | |
| ① | 小規模校のデメリット | 22 |
| ② | 児童の教育に適した学校規模とは | 24 |
| ③ | 生徒の教育に適した学校規模とは | 26 |

5 学校施設等適正配置の基本方針

- ① 学校規模適正化に関する基本計画 ～中津川市学校規模適正化基本計画～ …… 28
- ② 基本計画に基づく学校施設等適正配置計画の考え方 …… 29
- ③ 学校施設等適正配置計画の進め方（小学校・中学校） …… 29
- ④ 学校施設等適正配置計画の進め方（給食調理場・教員住宅） …… 30
- ⑤ 学校施設等適正配置計画の進め方（長寿命化、設備） …… 30
- ⑥ 協議の進め方 …… 31

6 学校施設等適正配置のスケジュールと具体的な取り組み

- ① 中津地区（南、東、西） …… 32
- ② 苗木地区 …… 32
- ③ 坂本地区 …… 33
- ④ 落合地区 …… 33
- ⑤ 阿木地区 …… 34
- ⑥ 神坂地区 …… 34
- ⑦ 山口地区 …… 35
- ⑧ 坂下地区 …… 35
- ⑨ 川上地区 …… 36
- ⑩ 加子母地区 …… 36
- ⑪ 付知地区 …… 37
- ⑫ 福岡地区 …… 37
- ⑬ 蛭川地区 …… 38

7 学校施設等適正配置にあたって配慮すべき事項とその対応

- ① 児童・生徒への配慮 …… 39
- ② 通学への配慮 …… 39
- ③ 学校跡地の利活用 …… 39

8 工程表

- ① 学校施設等適正配置工程表（小学校・中学校） …… 工程 1
- ② 学校施設等適正配置工程表（給食調理場） …… 工程 2
- ③ 学校施設等適正配置工程表（教員住宅） …… 工程 3

■ はじめに

① はじめに

全国的に少子高齢化が進むなか、本市においても同様の状況にあり、児童生徒数も減少傾向をたどり、学校では少子化による複式学級や小規模化が進んでいます。

一方、住宅事情等で大規模となっている小学校もあり、学校規模の格差により、教育現場では様々な課題が生じています。

このことから、中津川市教育委員会は、中津川市学校規模等適正化検討委員会を設置し、本市の小学校、中学校の将来を展望した学校のあり方について諮問を行い、慎重な審議を重ねて検討いただき、平成 21 年 3 月に答申をいただきました。

この答申を踏まえ、今後の学校規模の適正化とその進め方についての基本的な考え方をとりまとめた『中津川市学校規模等適正化基本計画』（以下、基本計画という。）を平成 24 年 2 月に策定いたしました。

基本計画では、子どもたちの「よりよいひとりだち」を願い、0 歳から 15 歳までを対象とした一貫教育の理念にたち、心身ともに「たくましい子の育成」を目指しています。

「たくましい子の育成」は、基礎基本の確実な定着と調和のとれた豊かな人間性と社会性の育成・自ら学び自ら考える力の育成等を包括した教育活動です。

「よりよいひとりだち」には、確かな学力とたくましい体、豊かな心だけでなく、集団の中でたくましく生きていく力の獲得やふるさと意識の醸成が求められます。

そのための適切な環境整備を学校規模の面から考え、実現に向け、積極的に推進していくための基本方針が示されています。

基本計画策定後 12 年が経過し、社会の動向と子どもたちの教育環境の変化から、国では、平成 26 年 12 月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援が示され、平成 27 年 6 月には「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」で全公立小・中学校において、学校と地域が連携・協働する体制を構築するために、コミュニティ・スクールを一層推進する旨が示されました。

また、平成 28 年 4 月に施行された「学校教育法等の一部を改正する法律」では、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施する義務教育学校の制度が創設されています。

その後、令和 3 年 9 月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、学校の設置者等では看護師等を配置する等、学校における医療的ケア児その他の支援が責務となっています。

これら社会の動向のほか、令和 2 年以降に流行した新型コロナウイルス感染症により、一斉休校など生活環境の変化が生じ、児童・生徒が心身に不調をきたしたことが浮き彫りとなり、多くの不登校児童生徒が発生しています。

また、中学へ進学したり、高校へ進学したばかりの子どもたちが学習や生活面での変化に適応できず、不登校になったり、すぐ退学してしまう現象である、「中1ギャップ」、
「高1クライシス」という現象があります。

特に思春期を送る児童・生徒については、一定規模の集団の中で適度な競争社会のある学校生活を送り、急激に集団が大きくなり人間関係が複雑になることがない環境を整えることが大切となり、小学校では1学年あたり2学級から3学級、中学校では1学年あたり3学級から4学級の学校規模をめざします。

その他、中津川市教育委員会では、令和3年3月に、「学校施設長寿命化計画」を、同年5月には「幼児教育・保育施設適正配置計画」を策定してきました。

これら計画とも連携しつつ、複雑化・困難化する学校を取り巻く環境について、基本計画の考え方に基づいた児童・生徒の適切な学校規模を具体的に示すため、『中津川市学校施設等適正配置計画』（以下、適正配置計画という。）を策定しました。

適正配置計画では、小学校、中学校をはじめ、学校と付設する給食調理場や教育住宅も含め具体的な適正配置についてまとめています。

今後は、この計画に基づき、対象となる学校施設等の適正配置を校区の再編も考慮しつつ進めてまいります。

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、中津川市教育委員会では、“「子どものため」の視点”、“地域とともにある学校”、“地域の施設である学校”、“「ふるさと意識」の醸成”をキーワードに魅力ある学校づくりに努めてまいります。

1

計画の基本的事項

② 計画の目的

学校施設等適正配置計画は、中津川市の将来を担う子どもたちが小学校、中学校において生活や学習の基礎基本の力を確実に身に付け、その上に応用する力を獲得するとともに、集団の中で生きていくための基本的な力を身に付け、多様な価値観を培い、自立した社会人となる教育環境を整えることを第一に小学校、中学校の適正配置を進めます。

また、本計画期間中（令和6年度から令和15年度）では、中津川市のめざす姿を完結することは難しいですが、本計画をきっかけとし、中津川市の子どもたちが市内のどの学校であっても、教育水準や教育施設・設備・教員の配置等といった教育条件・教育環境について公平に享受できるよう、学校施設の適正化を進めると同時に、学校に付設している給食調理場や教員住宅についても老朽化の程度、地域性等を考慮し整備を進めます。

さらに、学校施設長寿命化計画の考え方も併せて考慮し、建替えや大規模改修の対象施設、時期等を示します。

これらをすべて統合し、小学校、中学校、給食調理場、教員住宅の適正配置・適正整備を図るランドデザインとして策定します。

③ 計画の位置づけ

学校施設等適正配置計画は、中津川市学校規模等適正化基本計画を基準に、①中津川市総合計画、②中津川市子ども・子育て支援事業計画、③中津川市教育振興基本計画、④中津川市学校施設長寿命化計画、⑤中津川市人口ビジョン、⑥中津川市市有財産（施設）運用管理マスタープラン、⑦「児童生徒の教育活動に適した学校規模とは」（提言）の内容を踏まえ策定します。

なお、保育園・こども園、幼稚園と小学校の繋がりが円滑となるよう、中津川市幼児教育・保育施設適正配置計画の具体的な取り組みとも連携しながら進めていきます。

④ 計画期間

学校施設等適正配置計画の計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とし、令和6年度から令和10年度までを第Ⅰ期計画、令和11年度から令和15年度までを第Ⅱ期計画とします。

なお、第Ⅰ期計画終了後、第Ⅱ期計画に向け検証を踏まえた計画の見直しを行います。

⑤ 対象とする学校施設等

学校施設等適正配置計画の対象とする学校施設等は施設の関連性を考慮し、以下のとおりとします。

- 小学校 16校

- 中学校 12 校
- 学校給食共同調理場 8 施設
- 学校調理場 6 施設
- 教員住宅 9 地区 58 棟

⑥ 学校の規模分類

学校教育法施行規則第 41 条において、小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準（中学校は第 79 条にて小学校の規定を準用）とするとされ、この学級数を上回ると大規模校とされ、さらに 31 学級以上になると過大規模校と分類されます。

小規模校は、標準学級を下回る学校を指し、小学校は 11 から 6 学級、中学校は 11 から 3 学級とされ、さらにそれを下回ると過少規模校と分類されます。

2 学校施設等の現状と課題

令和5年4月1日現在における学校施設等の現状は以下のとおりです。

① 小学校

【小学校の学級数と生徒数】

| | 名称 | 建築年 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 特別 | 計 | 生徒 | 複式 |
|----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|
| 01 | 南 | H14 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 14 | 341 | — |
| 02 | 東 | S48 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 2 | 2 | 15 | 390 | — |
| 03 | 西 | S41 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 21 | 524 | — |
| 04 | 苗木 | S39 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 15 | 340 | — |
| 05 | 坂本 | S53 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 6 | 29 | 691 | — |
| 06 | 落合 | S48 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 8 | 144 | — |
| 07 | 阿木 | S38 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 8 | 88 | — |
| 08 | 神坂 | S63 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 1 | — | 5 | 53 | ○ |
| 09 | 山口 | S54 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 5 | 41 | ○ |
| 10 | 坂下 | S56 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 10 | 197 | — |
| 11 | 川上 | S41 | 1 | | 1 | | 1 | | — | 3 | 30 | ○ |
| 12 | 加子母 | H10 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 7 | 66 | — |
| 13 | 付知北 | S62 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 7 | 122 | — |
| 14 | 付知南 | S59 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 8 | 135 | — |
| 15 | 福岡 | R05 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 14 | 289 | — |
| 16 | 蛭川 | S46 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 3 | 10 | 167 | — |

② 中学校

【中学校の学級数と生徒数】

| | 名称 | 建築年 | 1年 | 2年 | 3年 | 特別 | 計 | 生徒 | 複式 |
|----|-----|-----|----|----|----|----|---|----|-----|
| 01 | 第一 | S46 | | 3 | 2 | 3 | 2 | 10 | 235 |
| 02 | 第二 | S37 | | 4 | 4 | 4 | 2 | 14 | 410 |
| 03 | 苗木 | S51 | | 2 | 2 | 2 | 2 | 8 | 151 |
| 04 | 坂本 | S57 | | 4 | 3 | 4 | 2 | 13 | 368 |
| 05 | 落合 | S56 | | 2 | 1 | 1 | 2 | 6 | 95 |
| 06 | 阿木 | S58 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 45 |
| 07 | 神坂 | S62 | | 1 | 1 | 1 | | 3 | 38 |
| 08 | 坂下 | S63 | | 2 | 2 | 2 | 2 | 8 | 157 |
| 09 | 加子母 | S41 | | 1 | 1 | 1 | | 3 | 53 |
| 10 | 付知 | S53 | | 2 | 2 | 2 | 2 | 8 | 147 |

| | | | | | | | | |
|----|----|-----|---|---|---|---|---|-----|
| 11 | 福岡 | S59 | 2 | 2 | 2 | 2 | 8 | 169 |
| 12 | 蛭川 | S56 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 91 |

③ 学校給食共同調理場・学校調理場

【共同調理場】

| | 名称 | 建築年 | 対象校 | 食数 |
|----|----------------|-----|---------------------------------------|------|
| 01 | 第一第二中学校給食共同調理場 | H02 | 第一中学校、第二中学校 | 746 |
| 02 | 落合学校給食共同調理場 | H11 | 落合小学校、落合中学校 | 291 |
| 03 | 阿木学校給食共同調理場 | H02 | 阿木小学校、阿木中学校 | 171 |
| 04 | 神坂学校給食共同調理場 | H01 | 神坂幼稚園、神坂小学校、神坂中学校 | 142 |
| 05 | やさか学校給食共同調理場 | S56 | 坂下小学校、坂下中学校、 川上小学校、山口小学校 | 520 |
| 06 | 加子母学校給食共同調理場 | H10 | 加子母小学校、加子母中学校、 東白川村小学校、東白川村中学校 | 305 |
| 07 | 付知学校給食共同調理場 | H07 | 付知南小学校、付知北小学校、 付知中学校 | 470 |
| 08 | 福岡学校給食共同調理場 | R05 | 福岡小学校、 苗木小学校、苗木中学校、 蛭川小学校、蛭川中学校 | 1200 |

【単独調理場】

| | 名称 | 建築年 | 対象校 | 食数 |
|----|----------|-----|-------|-----|
| 01 | 南小学校調理場 | H13 | 南小学校 | 408 |
| 02 | 東小学校調理場 | S54 | 東小学校 | 482 |
| 03 | 西小学校調理場 | S50 | 西小学校 | 632 |
| 04 | 坂本小学校調理場 | S52 | 坂本小学校 | 759 |
| 05 | 坂本中学校調理場 | S59 | 坂本中学校 | 415 |
| 06 | 福岡中学校調理場 | S59 | 福岡中学校 | 194 |

④ 教員住宅

【阿木地区】

| | 名称 | 建築年 | 住所 |
|----|----------|-----|--------------|
| 01 | 阿木教員住宅1号 | S61 | 阿木 139 番地の 1 |
| 02 | 阿木教員住宅2号 | S61 | 阿木 139 番地の 1 |

【神坂地区】

| | 名称 | 建築年 | 住所 |
|----|----------|-----|----------------|
| 01 | 神坂教員住宅1号 | S63 | 神坂 294 番地 2 |
| 02 | 神坂教員住宅2号 | S63 | 神坂 294 番地 2 |
| 03 | 馬籠教員住宅1号 | H05 | 馬籠 4797 番地 232 |
| 04 | 馬籠教員住宅2号 | H05 | 馬籠 4797 番地 232 |
| 05 | 馬籠教員住宅5号 | H03 | 馬籠 4797 番地 232 |
| 06 | 馬籠教員住宅6号 | H03 | 馬籠 4797 番地 232 |

【山口地区】

| | 名称 | 建築年 | 住所 |
|----|-------------|-----|----------------|
| 01 | 山口教員住宅原4号住宅 | H02 | 山口 1647 番地 117 |
| 02 | 山口教員住宅原5号住宅 | H07 | 山口 1647 番地 215 |
| 03 | 山口教員住宅原6号住宅 | H07 | 山口 1647 番地 215 |
| 04 | 山口教員住宅原7号住宅 | H07 | 山口 1647 番地 215 |
| 05 | 山口教員住宅原8号住宅 | H07 | 山口 1647 番地 215 |

【坂下地区】

| | 名称 | 建築年 | 住所 |
|----|------------|-----|--------------|
| 01 | 坂下教員住宅C棟1号 | S63 | 坂下 1493 番地 6 |
| 02 | 坂下教員住宅C棟2号 | S63 | 坂下 1493 番地 6 |

【川上地区】

| | 名称 | 建築年 | 住所 |
|----|------------|-----|------------|
| 01 | 川上教員住宅田畑1号 | H04 | 川上 1943 番地 |
| 02 | 川上教員住宅田畑2号 | H04 | 川上 1943 番地 |
| 03 | 川上教員住宅田畑3号 | H07 | 川上 1943 番地 |
| 04 | 川上教員住宅田畑4号 | H07 | 川上 1943 番地 |

【加子母地区】

| | 名称 | 建築年 | 住所 |
|----|---------------|-----|-----------------|
| 01 | 加子母教員住宅No.105 | S48 | 加子母 2729 番地 294 |
| 02 | 加子母教員住宅No.106 | S48 | 加子母 2729 番地 294 |
| 03 | 加子母教員住宅No.107 | S48 | 加子母 2729 番地 294 |
| 04 | 加子母教員住宅No.108 | S48 | 加子母 2729 番地 294 |
| 05 | 加子母教員住宅No.205 | S48 | 加子母 2729 番地 294 |
| 06 | 加子母教員住宅No.206 | S48 | 加子母 2729 番地 294 |
| 07 | 加子母教員住宅No.207 | S48 | 加子母 2729 番地 294 |
| 08 | 加子母教員住宅No.208 | S48 | 加子母 2729 番地 294 |

| | | | |
|----|--------------|-----|---------------|
| 09 | 加子母教員住宅No.1 | S56 | 加子母 3445 番地 6 |
| 10 | 加子母教員住宅No.2 | S56 | 加子母 3445 番地 6 |
| 11 | 加子母教員住宅No.3 | S56 | 加子母 3445 番地 8 |
| 12 | 加子母教員住宅No.4 | S56 | 加子母 3445 番地 8 |
| 13 | 加子母教員住宅No.5 | S57 | 加子母 3441 番地 |
| 14 | 加子母教員住宅No.6 | S57 | 加子母 3441 番地 |
| 15 | 加子母教員住宅No.7 | S58 | 加子母 3440 番地 1 |
| 16 | 加子母教員住宅No.8 | S61 | 加子母 3440 番地 1 |
| 17 | 加子母教員住宅No.9 | S61 | 加子母 3440 番地 1 |
| 18 | 加子母教員住宅No.10 | S62 | 加子母 3440 番地 1 |
| 19 | 加子母教員住宅No.11 | S62 | 加子母 3440 番地 1 |

【付知地区】

| | 名称 | 建築年 | 住所 |
|----|-------------|-----|---------------|
| 01 | 付知町菓子上世 1 号 | H05 | 付知町 5969 番地 1 |
| 02 | 付知町菓子上世 2 号 | H05 | 付知町 5969 番地 1 |
| 03 | 付知町菓子上单 1 号 | H05 | 付知町 5969 番地 1 |
| 04 | 付知町菓子上单 2 号 | H05 | 付知町 5969 番地 1 |
| 05 | 付知町菓子上单 3 号 | H05 | 付知町 5969 番地 1 |
| 06 | 付知町菓子上单 4 号 | H05 | 付知町 5969 番地 1 |
| 07 | 付知町菓子上单 5 号 | H05 | 付知町 5969 番地 1 |
| 08 | 付知町菓子上单 6 号 | H05 | 付知町 5969 番地 1 |
| 09 | 付知町菓子上单 7 号 | H05 | 付知町 5969 番地 1 |
| 10 | 付知町菓子上单 8 号 | H05 | 付知町 5969 番地 1 |

【福岡地区】

| | 名称 | 建築年 | 住所 |
|----|----------------|-----|------------|
| 01 | 福岡教員住宅 A 棟 1 号 | S63 | 福岡 5 番地 82 |
| 02 | 福岡教員住宅 A 棟 2 号 | S63 | 福岡 5 番地 82 |
| 03 | 福岡教員住宅 B 棟 1 号 | S63 | 福岡 5 番地 82 |
| 04 | 福岡教員住宅 B 棟 2 号 | S63 | 福岡 5 番地 82 |

【蛭川地区】

| | 名称 | 建築年 | 住所 |
|----|---------------|-----|--------------|
| 01 | 蛭川教員住宅 1 号棟 1 | H01 | 蛭川 3443 番地 5 |
| 02 | 蛭川教員住宅 1 号棟 2 | H01 | 蛭川 3443 番地 5 |
| 03 | 蛭川教員住宅 2 号棟 1 | H01 | 蛭川 3443 番地 5 |
| 04 | 蛭川教員住宅 2 号棟 2 | H01 | 蛭川 3443 番地 5 |

| | | | |
|----|--------------|-----|--------------|
| 05 | 蛭川教員住宅 3号棟 1 | H01 | 蛭川 3443 番地 5 |
| 06 | 蛭川教員住宅 3号棟 2 | H01 | 蛭川 3443 番地 5 |

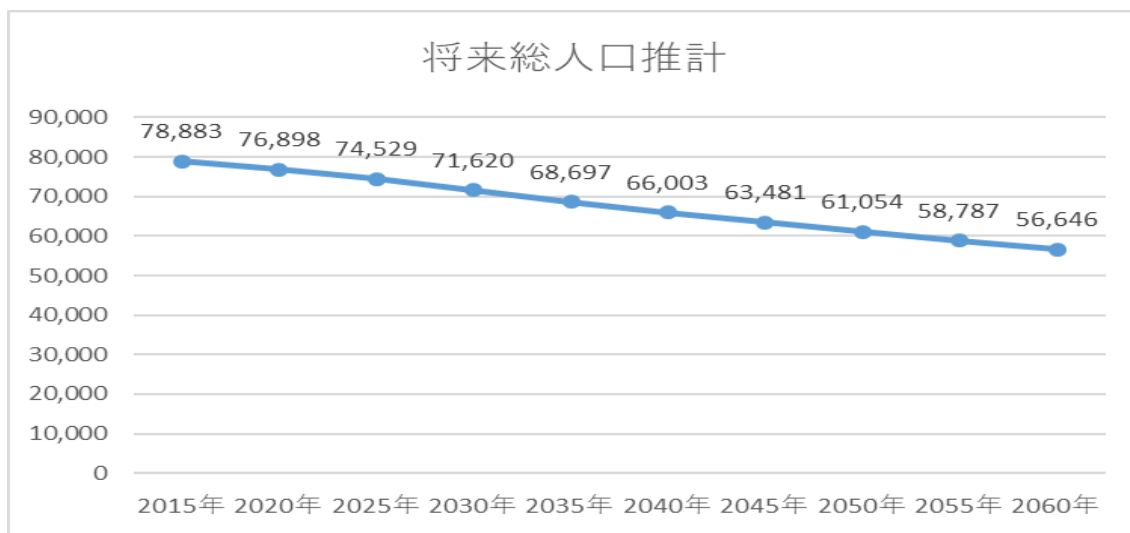
3 地区別の将来推計 ～子ども・子育て支援事業計画、人口ビジョン～

平成 27 年 10 月に策定され、令和 2 年 3 月に改訂された中津川市人口ビジョンでは、策定時に比べ、将来総人口推計は減少傾向にあります。

令和 2 年国勢調査による令和 2 年（2020 年）10 月 1 日現在の中津川市人口は、76,570 人で、人口ビジョン策定時将来推計の 76,898 人（2020 年人数）に比べ、328 人減少しています。

令和 4 年度は出生数も 400 人を割り込み、今後も人口減少が見込まれます。

① 将来総人口推計

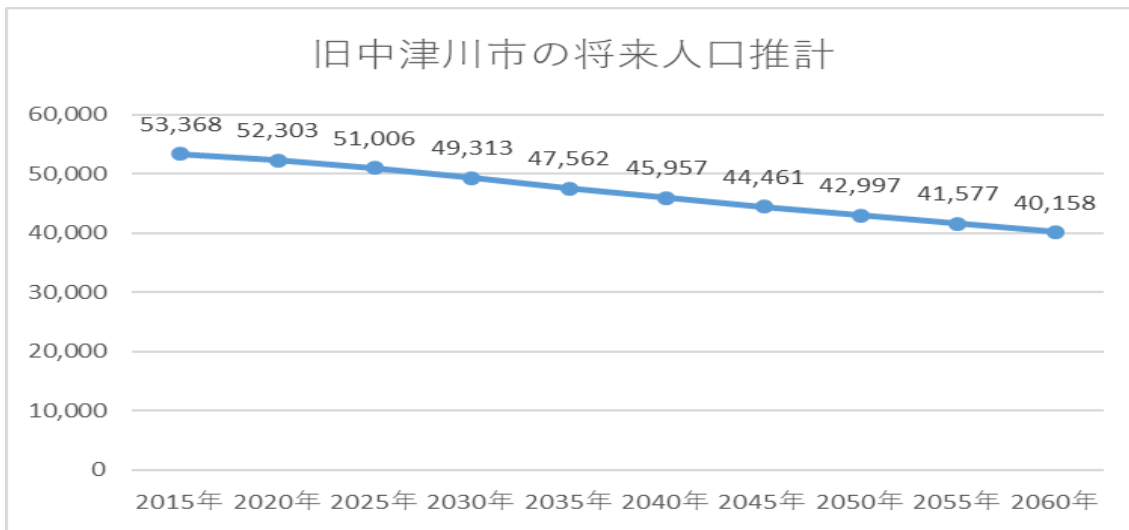


中津川市人口ビジョンで示された将来推計に加え、現在の出生数から想定される児童・生徒数を次頁以降にて地区ごとに示します。

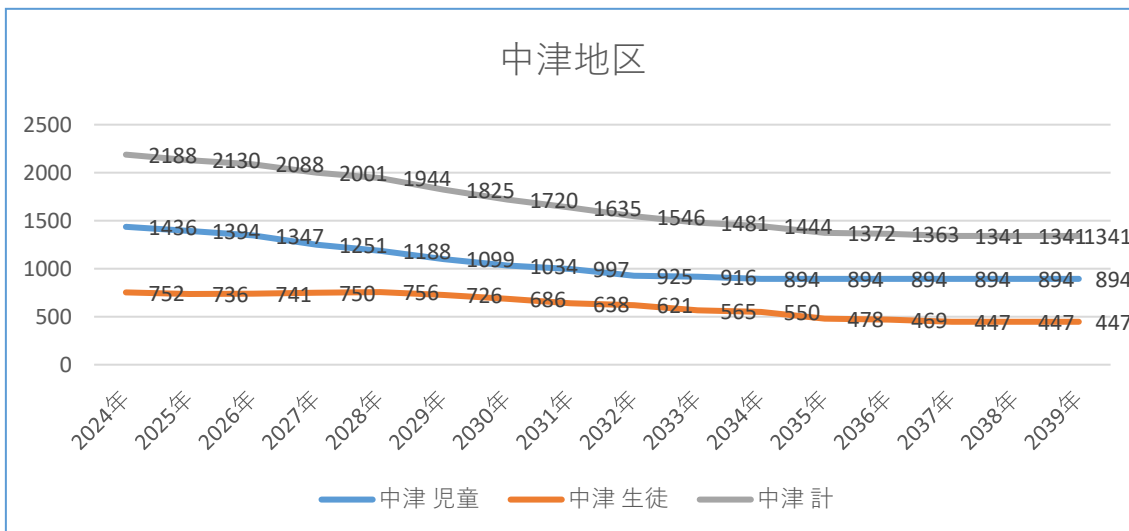
② 旧中津川市

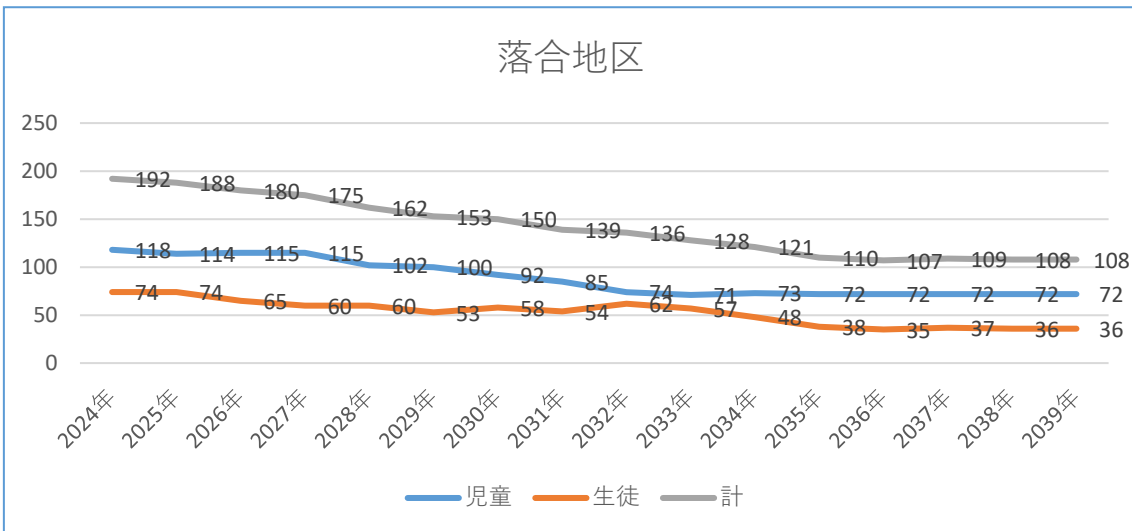
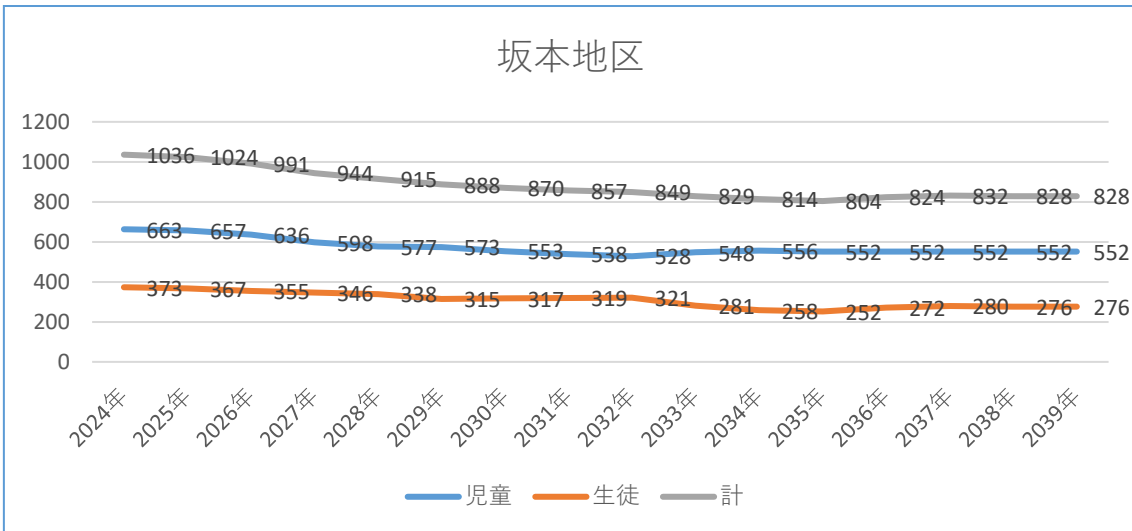
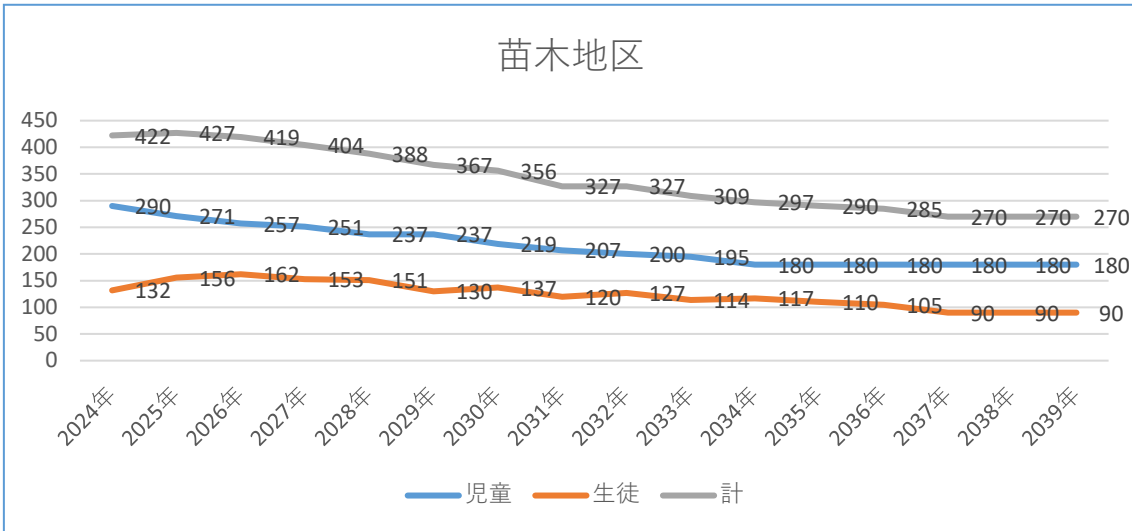
旧中津川市の2060年（R42）年の人口は、40,158人となり、2015年（H27）より24.8%（13,210人）減少する見通しです。若年層世代の割合が高いため、他の地区と比較して、減少率は低くなっています。

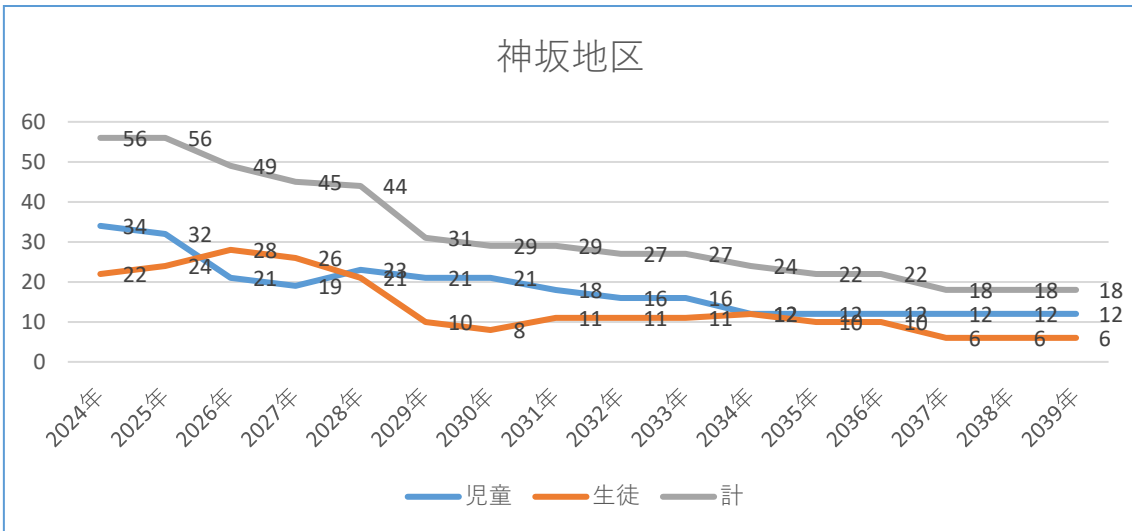
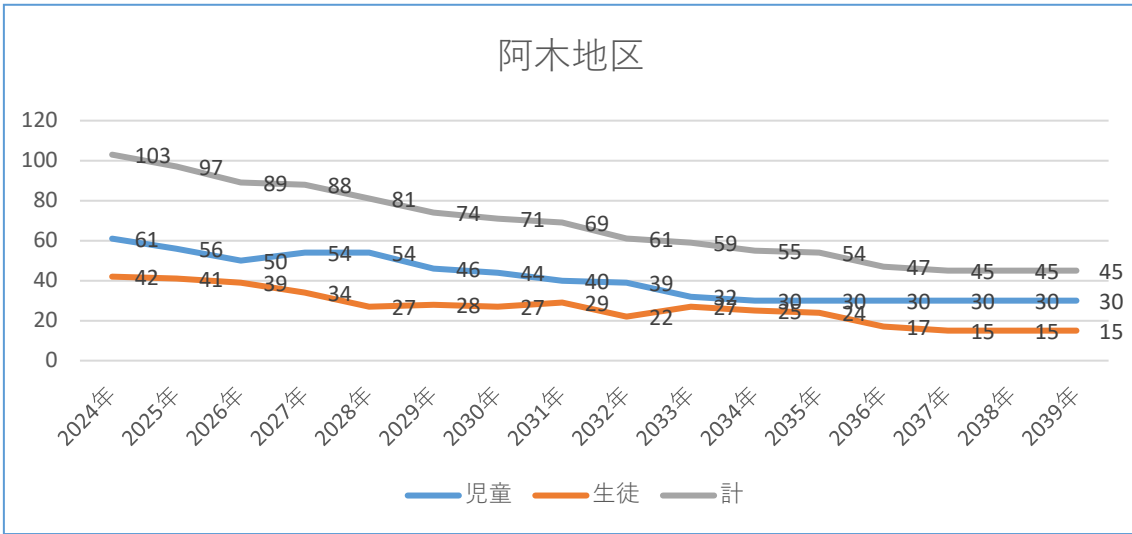
<全体>



<個別>

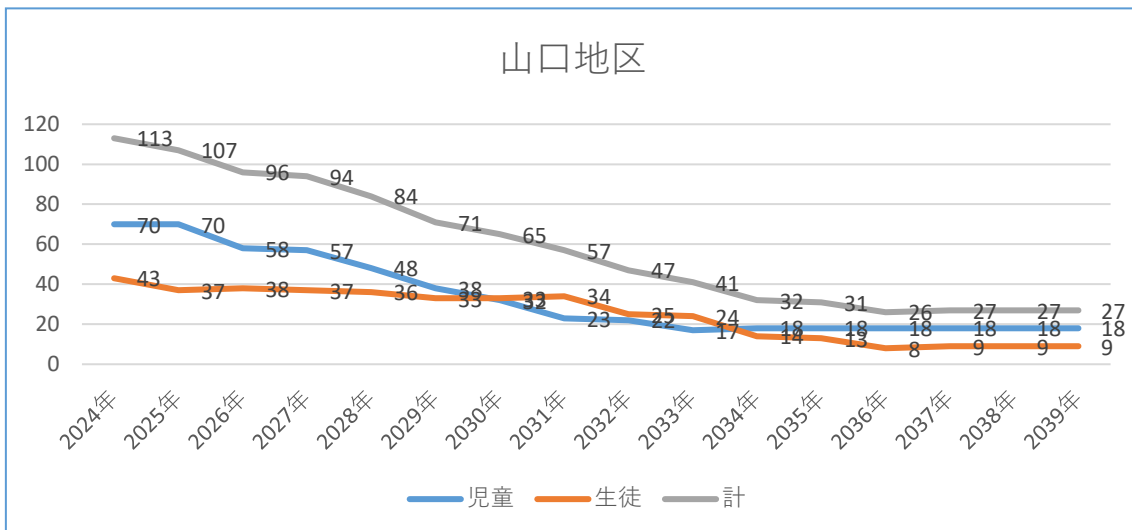
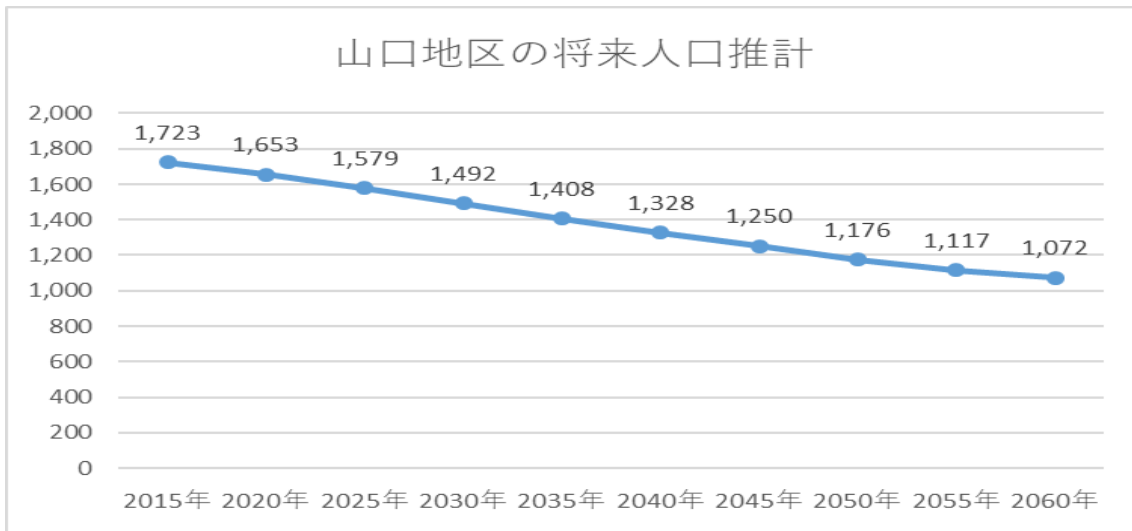






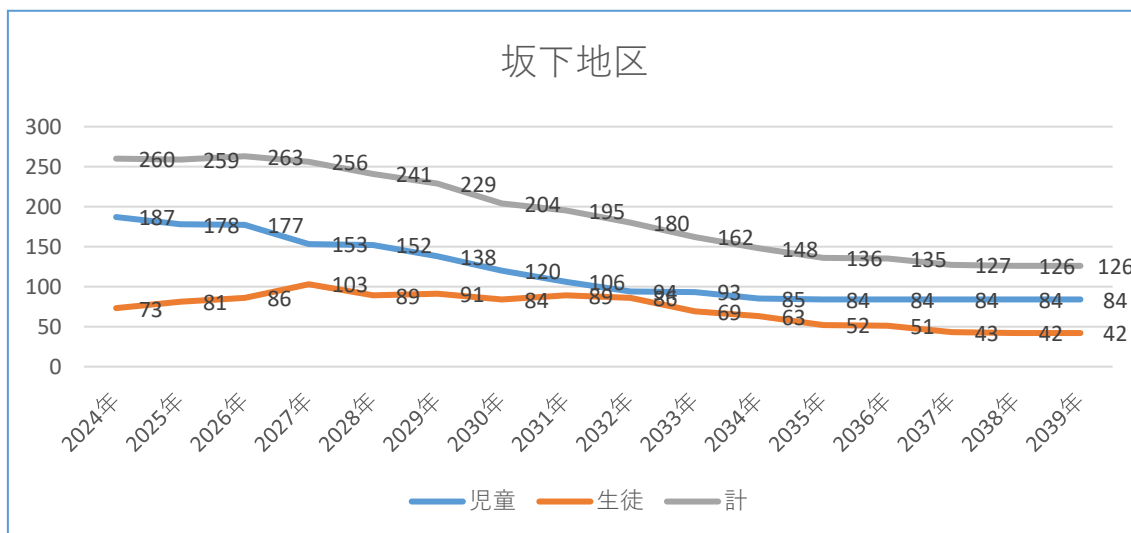
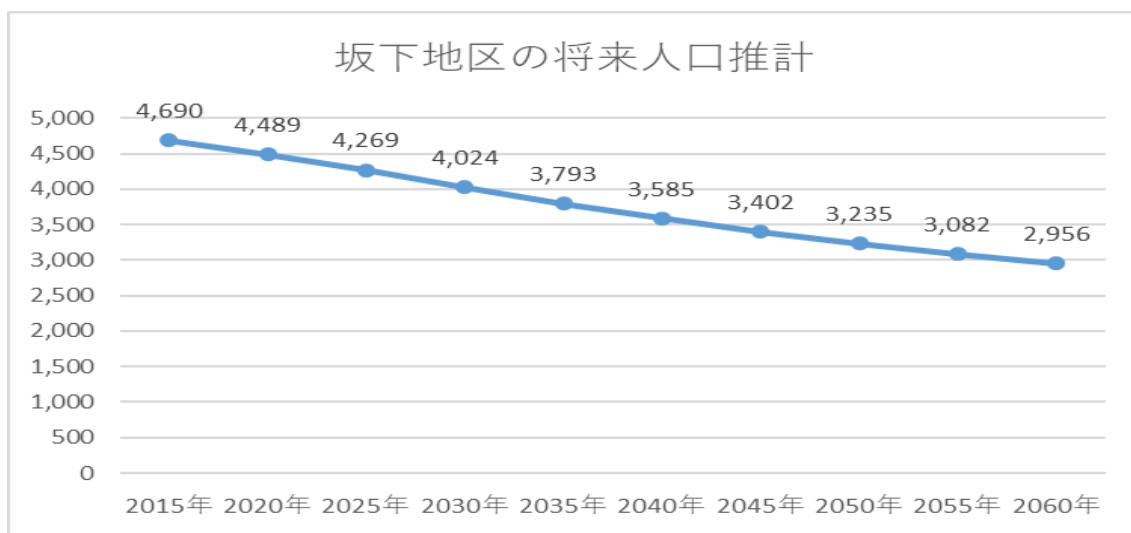
③ 山口地区

山口地区の2060年（R42）の人口は、1,072人となり、2015年（H27）より37.8%（651人）減少する見通しです。他の地区に比べ、40歳未満の若年層が少ないことから、加子母地区に次いで減少率が高い地区になっています。



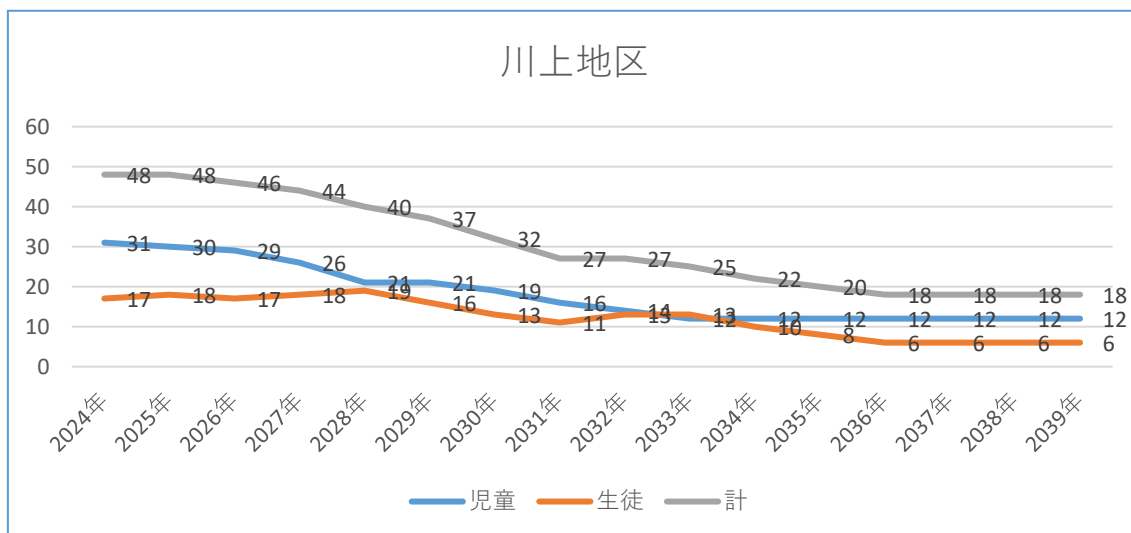
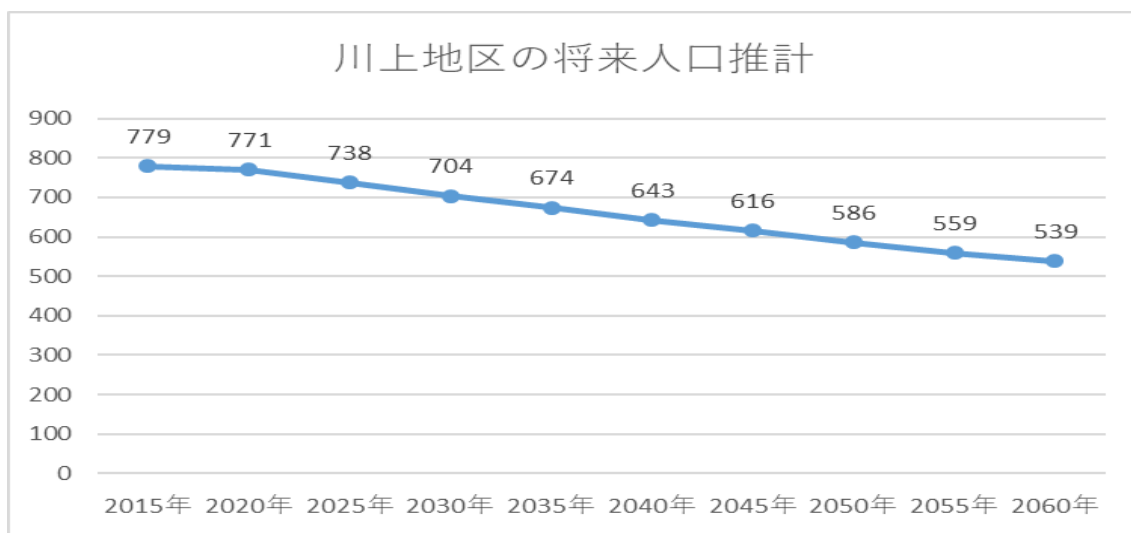
④ 坂下地区

坂下地区の2060年（R42）の人口は、2,956人となり、2015年（H27）より37.0%（1,734人）減少する見通しです。坂下地区は40歳未満の若年層が少ないことから、減少率は大きくなっています。他の地区と比較して、減少率は高くなっています。



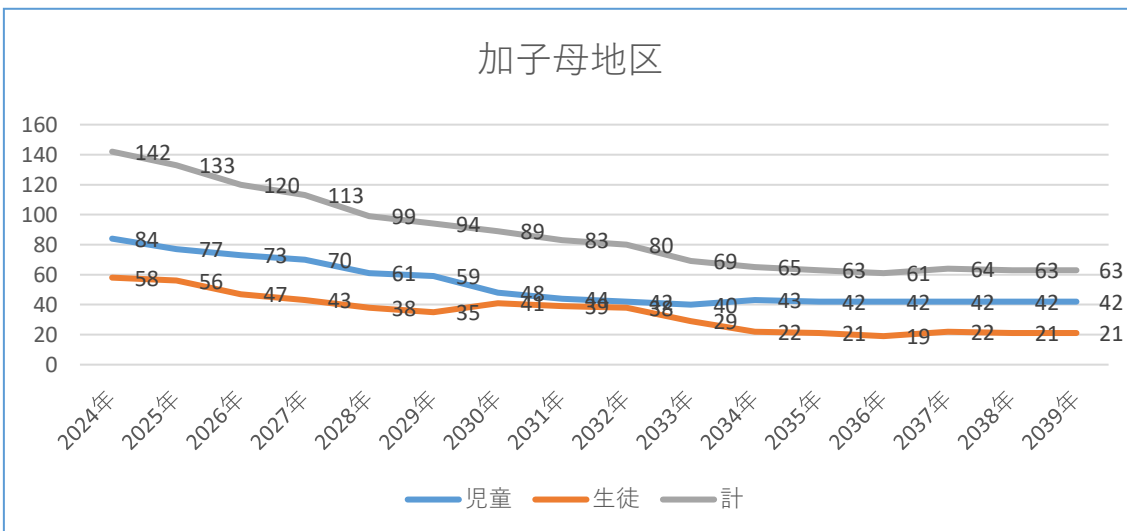
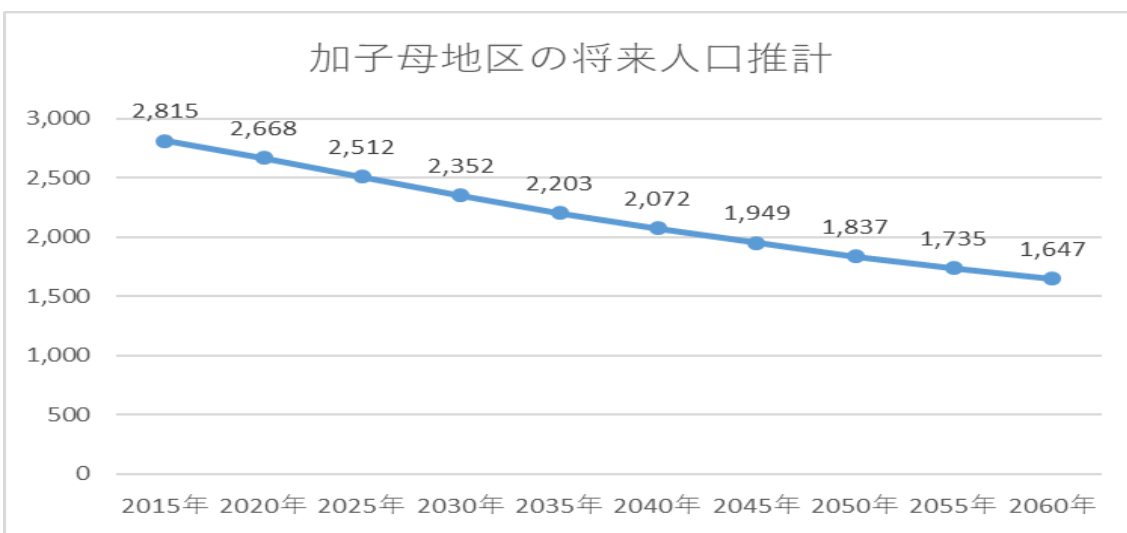
⑤ 川上地区

川上地区の2060年（R42）の人口は、539人となり、2015年（H27）より32.5%（260人）減少する見通しです。他の地区に比べ、減少率は低くなっています。



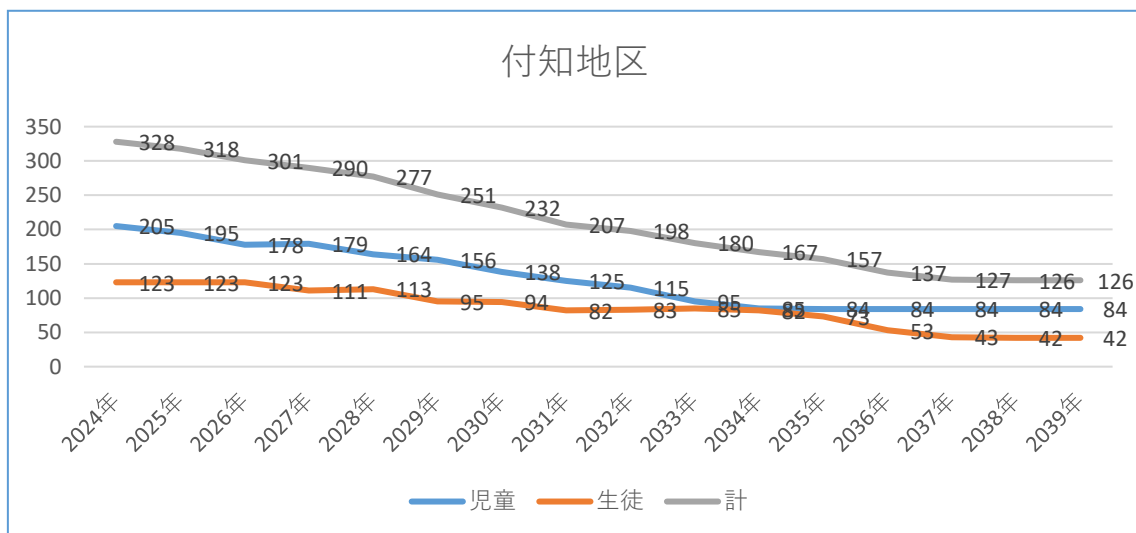
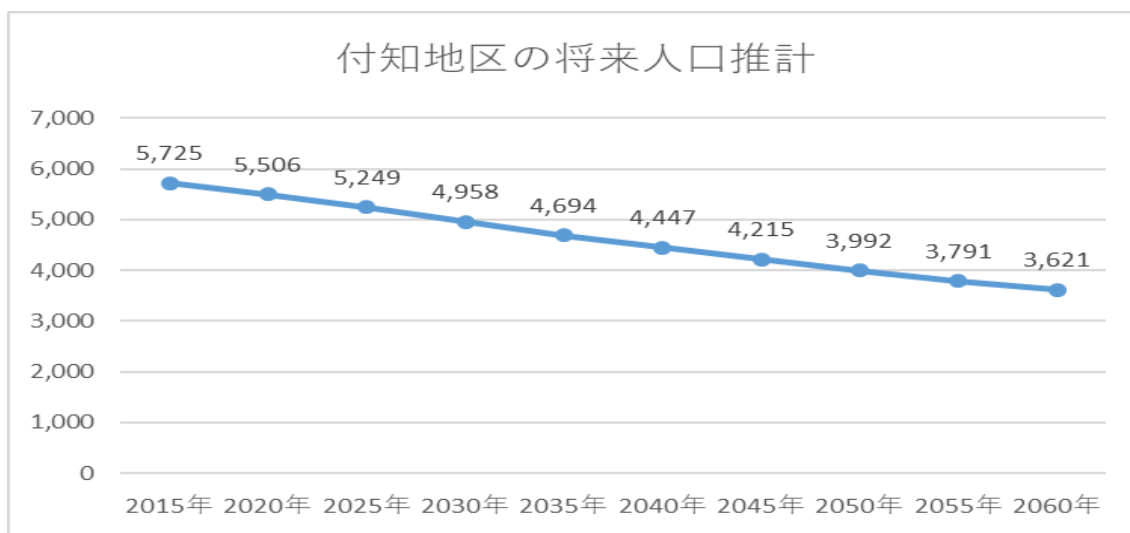
⑥ 加子母地区

加子母地区の2060年（R42）の人口は、1,647人となり、2015年（H27）より41.5%（1,168人）減少する見通しです。加子母地区は40歳未満の若年層が極端に少ないことから、減少率は市内で最も高い地区になっています。



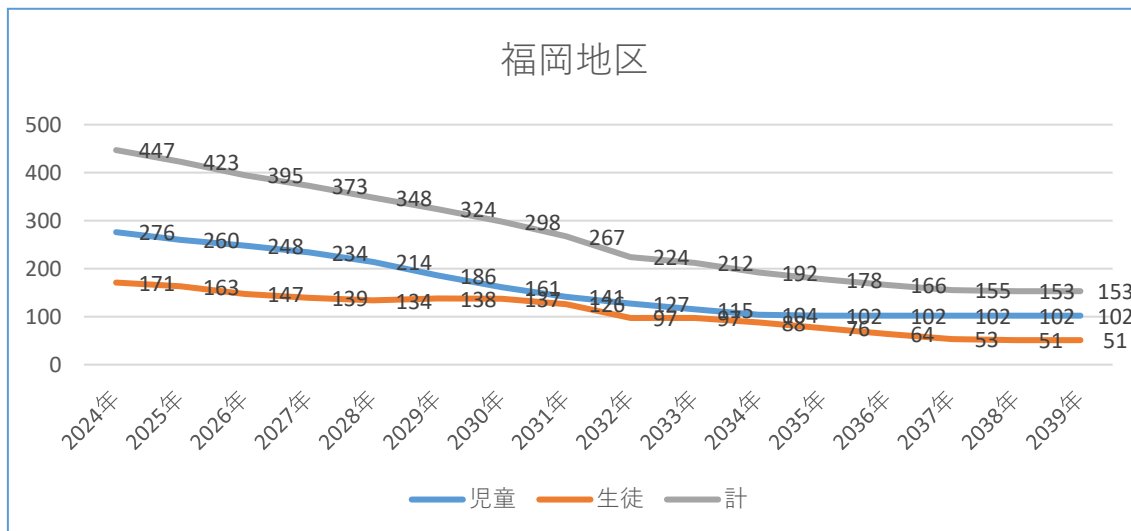
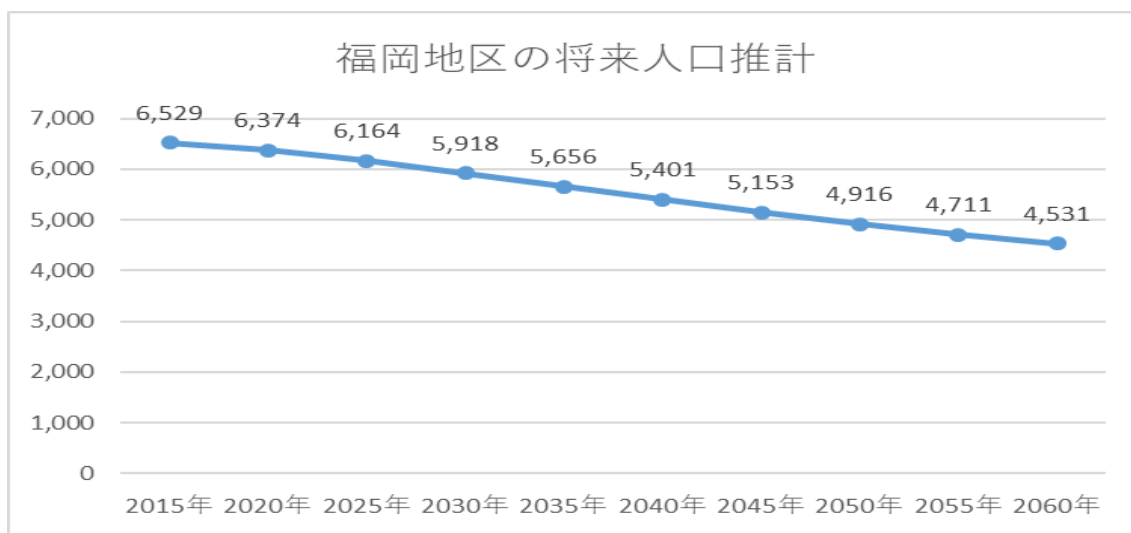
⑦ 付知地区

付知地区の2060年（R42）の人口は、3,621人となり、2015年（H27）より36.8%（2,104人）減少する見通しです。付知地区も40歳未満の若年層が少ないことから、他の地区に比べ、減少率は高くなっています。



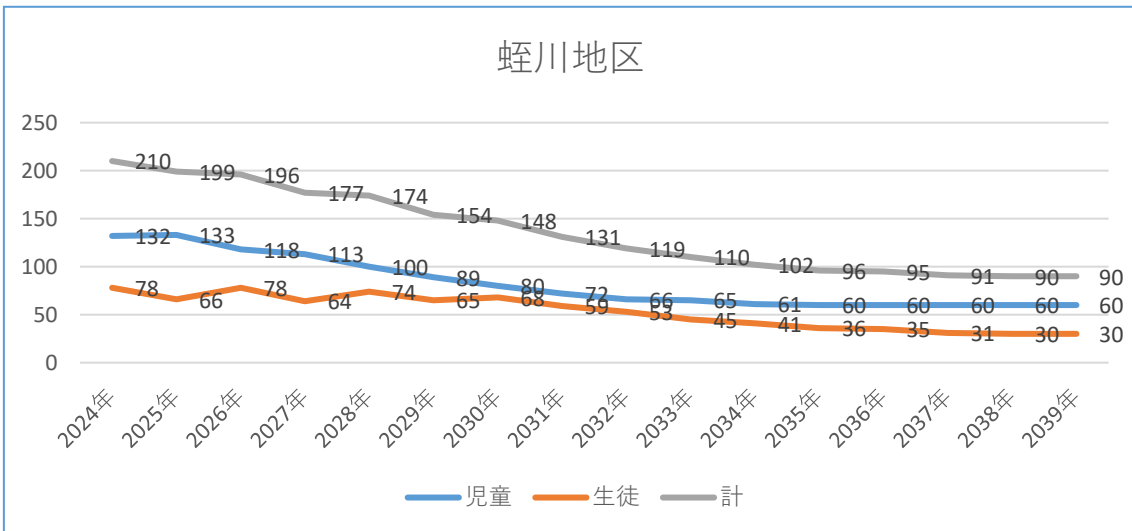
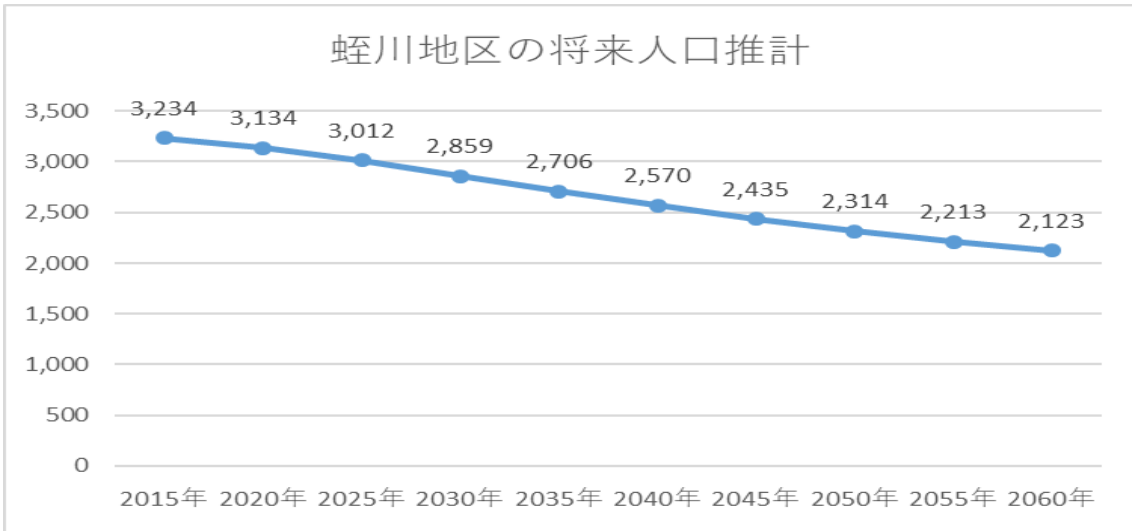
⑧ 福岡地区

福岡地区の2060年（R42）の人口は、4,531人となり、2015年（H27）より30.6%（1,998人）減少する見通しです。他の地区に比べ、40歳未満の若年層の割合が大きいため、旧中津川市に次いで減少率が低い地区になっています。



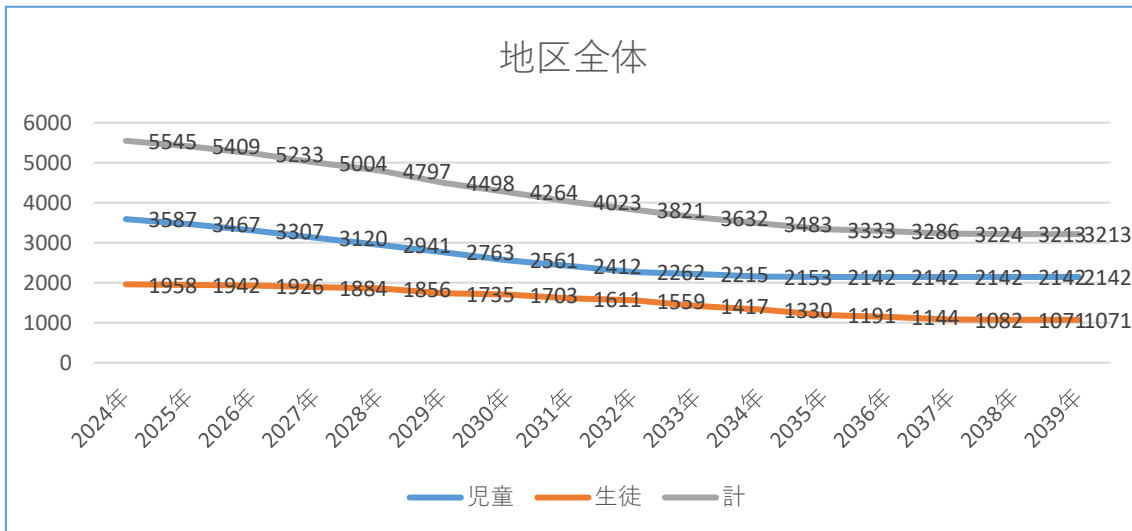
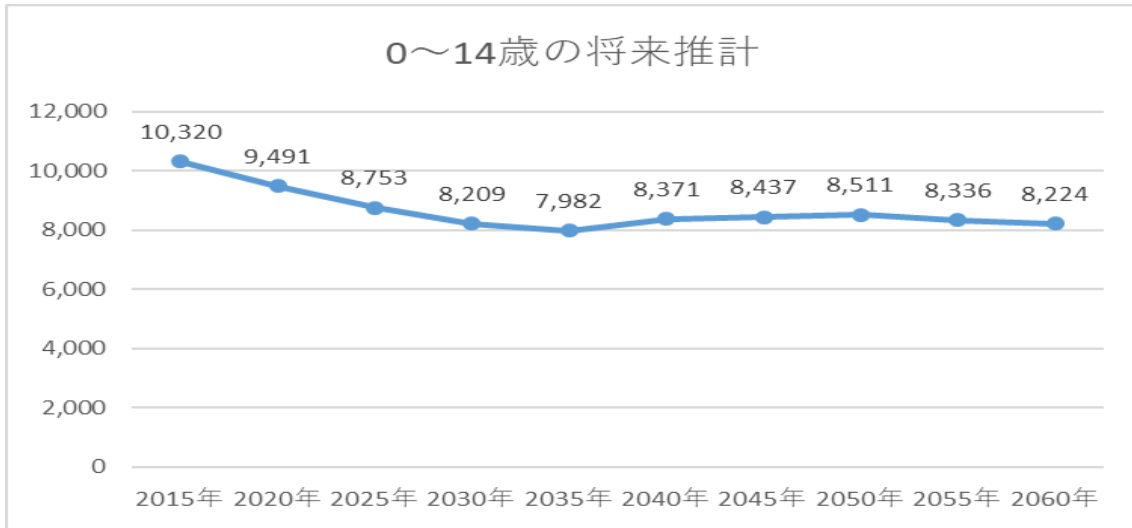
⑨ 蛭川地区

蛭川地区の2060年（R42）の人口は、2,123人となり、2015年（H27）より34.4%（1,111人）減少する見通しです。減少率は他の地区（最小旧中津川市24.8%、最大加子母地区41.5%）の中間に位置しています。



⑩ 0～14歳の将来推計

2060年（R42）の0～14歳の年少人口は、8,224人となり、2015年（H27）より20.4%（2,096人）減少します。



このように、将来推計では、2035年を下限として年少人口の増加が見込まれますが、出生数の減少は全国的に想定以上に進んでおり、本市でも楽観視できない状況にあります。

4 児童生徒の教育活動に適した学校規模とは

令和3年度中津川市小中校長会（課題検討委員会）において、児童生徒を教育することに特化し、それに適した1学年の学級数や1学級に在籍する児童生徒数などの学校規模を検討した「児童生徒の教育活動に適した学校規模とは～学級数及び学級在籍生徒数に応じた利点と課題を明らかにして～」が以下のようにまとめられています。

① 小規模校のデメリット

【小学校】

<学習面>

- 授業での話し合いが盛り上がりすぎ意見もあまり出ない。担任も発言を特定の児童に頼ってしまうことが多い。逆に人数が多いと競争になる。大規模校では、何度も手を挙げているのに当たらない児童が机をたたいて悔しがっている姿があった。
- 児童の発言が不十分であったとしても、児童同士が理解し合えてしまい、発言の不十分さを指導しきれない。
- 多様な意見がでないと話し合いは深まらない。これからの時代はSNSで発信できる力が必要であり、また、大勢の中で多様な意見に対して折り合いを付けていく力も必要であるがそれができない。それこそが、たくましく生き抜く力だと思う。
- 1学年に2学級や3学級あると教科担任制、学年担任制が可能で専門的な指導が可能になる。教科担任制では、専門の教員が教えるので、児童にとってその教科が楽しくなる。最低でも学年の横のつながりで教科の交換が可能となる。また、学年担任制は担任が固定されず、多様な指導が可能になる。
- あまり学力が付くとそれを生かすために将来市外へ出て行ってしまい、地元に残らないという不安をもっている保護者もいる。

<生活面・集団面>

- 少人数では、どうしても保護者も教職員も過保護になり、手を出し過ぎて自主性が育たない。
- 中津川市の教育大綱では、児童にたくましさを求めている。このたくましさ育てるには、失敗体験、負ける体験、悔しい思いなどの経験が不可欠であるが、それができない。
- 競争心やがんばろうとする気持ちや姿勢が弱い。
- 各児童の集団の中でのポジションが固定化し序列化する傾向があり、その序列の中で児童は生活しており、その序列は義務教育の9年間では変わらない。また、その序列化は保護者も同様で、保護者の序列も変わらない傾向がある。
- いじめの加害者の児童はいつまでも加害者、いじめの被害者はいつまでも被害者で変わらない。
- 切磋琢磨ができない。例えば、大規模校の児童と小規模校の児童とでは集団生活の厳しさは異なる。日々切磋琢磨している児童とそれができない児童が同じ市のなかで存在することになる。
- ある学校では5年生男子児童が3人しかいないが、1人はわんぱくな児童である。そのわんぱくな児童も学童で他学年も含めて大勢で遊ぶときには本当に生き生きとしている。6年生も同様で

女子児童3人しかいないが、おとなしい児童が2人と活発な児童が1人なのでうまくいかないことが多い。

- クラス替えがないと、いじめの加害者と被害者を分けることができないし、トラブルの多い保護者同士を分けることもできない。
- 運動会を例に挙げると、学年別にリレーを行うとわずか数周で終わってしまう。例えば、サッカーをしたくても人数が少なすぎてできないなどの弊害がある。
- 学級の人数が少なく、兄弟姉妹も少ない、少子化になると同じ年代で遊べない。大人としかしゃべれないといった児童が増加する。

<その他>

- 人数の少ない学校と人数の多い学校で、学校にかかる費用対価が異なり差が出る。社会見学のバス代やアルバム代なども違ってくる。
- 教職員では人数が限られているので人材育成も難しく、児童への指導も手を出しすぎる傾向がある。さらに支援員が入ればなおさら手厚くなりすぎる。
- 初任で赴任した学校が単学級であった場合、モデルがないのでうまくいかないことが多い。また、単学級では、担任も一人職のようなものになり、互いに学び合えない。

【中学校】

<学習面>

- 「対話的な学び」をはじめ、学び合う場、練り合う場を設定しようとした場合、集団を構成する人数が少ないことから、場を位置付けることへの難しさがある。
- 保健体育科においては、男女共習の形態をとっても、チームで行う種目や競技が、個や集団での練習で終わってしまい、種目や競技の特性を理解するためのゲーム形式の場を位置付けることができない。
- 免許外教科担任が存在し、確かな専門性を有した教師による指導を受けることができない。
- 初任者が進路指導に直接関わる3年生の教科指導を行わなければならない状況が生まれる。

<生活面・集団面>

- 小学校及び中学校とクラス替えがなく、「人間関係の固定化」をはじめ、「集団内の序列の固定化」や競争意識が生み出しにくい。
- 特性のある生徒が少人数の集団に在籍する場合、よくも悪くもその影響を受けやすい。

<その他>

- 一人の教職員で3学年全ての教科指導を任せられることもあることから、教材研究や教材・教具の開発など、勤務時間外での準備の時間を確保しなければならず、「働き方改革」の面からの負担が大きい。
- 教科部会が成立しないことや、教科指導に必要な資料なども共有できない。
- 部活動において一定数の部員を確保することができない。

② 児童の教育に適した学校規模とは

【小学校】

〈特別活動において〉

- 1学年における適切な学級数については3学級とした。その理由は、クラス替えが可能で、人間関係が固定されないこと。2学級では競い合いも難しく、比べられてしまうという課題が生じること。3学級の場合、活力もあり、教員の数も安全面で十分な対応が可能であるからである。
- 1学級の児童数としては20人から30人程度が適切であるとした。その理由として、4人×6班＝24人が適切であるという考えからである。班が偶数で、班活動が充実しやすい人数でもあるからである。

—まとめ—

特別活動において1学年の適切な学級数は3学級、1学級の適切な児童数は20人から30人程度とする。また、学級数に基づいた教員定数は20人（教頭は含まない）となる。

〈生徒指導において〉

- 1学年における適切な学級数については、3学級（または4学級）であるとした。その理由は、問題行動が起きたときでも複数の教員（少なくとも担任3人＋生徒指導主事）で指導に当たることができる。児童の人間関係づくりの上で、3学級によるクラス替えは有効であるという意見が出された。しかし、反面、生徒指導上は、学級数、児童数とも少なければ、教員の目がよく行き届き、生徒指導上の問題も大事にまでは至らない。いじめも起きにくいという意見もあった。
- 1学級の児童数としては20人から30人程度が適切であるとした。その理由として、保護者との関係づくりを考えたときに、30人以上は負担感が伴うことやノート点検や教育相談を、1週間で行おうとするときに適切な人数である。また、たくましさときめ細かさの両方の指導ができる人数だからである。

—まとめ—

生活指導において1学年の適切な学級数は3学級、1学級の適切な児童数は20人から30人程度とする。また、学級数に基づいた教員定数は20人（教頭は含まない）となる。

〈学習指導において〉

- 1学級の児童数として20人から30人程度が適切であるとした。その理由として、授業中における班内の意見交流等は4人班が適当であることや班数は偶数が望ましいことから、4人の6班の24人程度が最適であるとした。また、授業中の活動における事故防止の観点からも20人前後が適切であるとした。
- 1学年の適切な学級数については、教科担任制が可能であり多くの職員で指導が可能となる3学級が適切であるとした。

—まとめ—

学習指導において1学年の適切な学級数は3学級、1学級の適切な児童数は20人から30人程度とする。また、学級数に基づいた教員定数は20人（教頭は含まない）となる。

<PTA活動において>

- PTA活動における適切な1学年の学級数は3学級及び適切な1学級の児童数は20人から30人程度とした。その根拠として、本部役員か地域役員2人と学級役員2人の合計4人を各学級から選出すると、学級単位では6年間で24人が役員を経験することになり1人1回はPTA役員を経験することになるからである。また、全校で18学級であると教員定数は20人（教頭は含まない）となり、ひとつのPTAの委員会を複数人で担当することが可能になり過負荷にはならないと考えたからである。
- しかし、学校規模に応じた適切なPTAの組織づくりや活動を実施することができれば、一概に適切な学校規模を求めることができないとの意見もあった。

—まとめ—

PTA活動において1学年の適切な学級数は3学級であり、適切な1学級の児童数は20人から30人程度とする。また、学級数に基づいた教員定数は20人（教頭は含まない）となる。

<校務分掌と働き方改革において>

- 校務分掌と働き方改革における適切な1学年の学級数は3学級及び適切な1学級の児童数は20人から30人程度とした。その根拠としては、全校の学級数が18学級となると教員定数は20人（教頭は含まない）となり、教務主任と生徒指導主事がフリーとなるためである。また、一人が担当する校務分掌をふたつまでとすると20人程度の教職員が必要である。また、大規模校になると問題行動等も多くなりその対応に時間をとられてしまうこともある。1学級の児童数が多くなると問題行動への対応も多くなり、成績処理等にも時間が必要となるためである。

—まとめ—

校務分掌と働き方改革において適切な1学年の学級数は3学級であり、適切な1学級の児童数は20人から30人程度とする。また、学級数に基づいた教員定数は20人（教頭は含まない）となる。

<学校の教育力及び教職員の資質・能力等において>

- 学校の教育力及び教職員の資質・能力等において、1学年の適切な学級数は3学級、1学級の児童数として20人から30人程度が適切であるとした。その理由として、まずは、学年会が成立することやできれば教科部会が成立することが大切であるからである。複数学級があり、担任が連携して学べる場があることが大切である。初任者等若手を育てる意味からも複数の学級があり、ベテランと若手が混在する環境が大切である。ただし、4学級以上の場合には、学級経営の難しさがあり、若手職員が大変であるという意見も出された。

—まとめ—

学校の教育力及び教職員の資質・能力等において適切な1学年の学級数は3学級であり、適切な1学級の児童数は20人から30人程度とする。また、学級数に基づいた教員定数は20人（教頭は含まない）となる。

③ 生徒の教育に適した学校規模とは

【中学校】

〈特別活動において〉

- 1学級の生徒数として24人から30人程度が適切であるとした。その理由として、1班が4人から5人で6班を編成することが、学級活動や生徒会活動などの特別活動を充実させていく上で適切であるとした。
- 1学年の適切な学級数については、学級解体ができる2学級以上が大前提であるとし、委員会活動が活発に行われ、学級集団や生徒会活動を支える学年の指導体制が充実するだけの教員数が配置できる3学級とすることが適切であるとした。

—まとめ—

特別活動において1学年の適切な学級数は3学級、1学級の適切な生徒数は24人から30人程度とする。また、学級数に基づいた教員定数は14人（教頭は含まない）となる。

〈生徒指導において〉

- 1学級の生徒数として24人から30人程度が適切であるとした。その理由は、生徒の社会性を育む上で、支え合いや磨き合いができる人数であり、深い生徒理解の基できめ細やかな指導が可能である人数だからである。
- 1学年の適切な学級数については、人間関係が固定化されず、学年ごとにリスタートができる2学級以上であることが大前提である。また、4学級以上になると教員の連携体制がより強化されなければならない。このことから、生徒指導の観点からも効果的な学級編成ができ、さらには学年の指導体制が充実する教員数が配置できる3学級が適切であるとした。

—まとめ—

生徒指導において1学年の適切な学級数は3学級、1学級の適切な生徒数は24人から30人程度とする。また、学級数に基づいた教員定数は14人（教頭は含まない）となる。

〈学習指導において〉

- 1学級の生徒数として24人から30人程度が適切であるとした。その理由として、授業中における多様な考えから多面的に思考していくことが可能な人数であり、班での活動も活発に行われることがあがられた。
- 1学年の適切な学級数については、初任者が多い中津川市の実態からも免外指導教員が必要なく、教科部会が開催できる教員数となる3学級が適切であるとした。

—まとめ—

学習指導において1学年の適切な学級数は3学級、1学級の適切な生徒数は24人から30人程度とする。また、学級数に基づいた教員定数は14人（教頭は含まない）となる。

〈PTA活動において〉

- PTA活動における適切な1学年の学級数は2学級から3学級及び適切な1学級の生徒数は25人から30人程度とした。その根拠として、役員数はPTA会員の4分の1から3分の1以下が妥当であるとされ、子どもが3年間の在籍中にほとんどの保護者が1回役員を経験する程度の人数

が適切であると考えられた。また、3学級程度あることで、組織や活動が充実し、予算面においても収入が確保できる。しかし、PTA会員数が増えることで役員選出の際に学年内でのつながりやコミュニティがない場合は選出に苦労したり、くじ引きなどで選出したりしなくてはならない懸念も出てくるとの意見があった。

—まとめ—

PTA活動において適切な1学年の学級数は2から3学級程度であり、適切な1学級の生徒数は25人から30人程度とする。また、学級数に基づいた教員定数は14人（教頭は含まない）となる。

〈校務分掌と働き方改革において〉

- 校務分掌と働き方改革における適切な1学年の学級数は3~4学級及び、適切な1学級の生徒数は25人から30人程度とした。その根拠として、初任者が在籍する場合のサポート体制が構築できることや、校務分掌及び持ち時間数がともに多くならない規模だと考えるからである。校務分掌、持ち時間数共に少なくなることは働き方改革からも理想であるが、教員定数の枠組みからも難しいと言える。

—まとめ—

校務分掌と働き方改革において適切な学級数は3学級であり、適切な1学級の生徒数は25人から30人程度とする。また、学級数に基づいた教員定数は14人（教頭は含まない）となる。

〈学校の教育力及び教職員の資質・能力等において〉

- 学校の教育力及び教職員の資質・能力等において適切な1学年の学級数は2学級から4学級及び、適切な1学級の生徒数は25人から30人程度とした。その根拠として、経験年数の少ない教員が学級経営や教科経営など、教育活動にかかわる様々な内容を学び取ろうとした場合、ペアやチームで支えていく体制をつくるためには少なくとも2学級以上が必要である。4学級の根拠は、教科部会を充実させることを主眼にした場合の数値である。現況では2校が4学級での編成であることから、当該学校については、4学級が相当と考える。その他の小規模校、中規模校については、3学級が適切である。また、適切な1学級の生徒数については、教員が指導力を身に付けるために妥当と思われる数から導き出したのである。

—まとめ—

学校の教育力及び教職員の資質・能力等において適切な1学年の学級数は2学級から4学級、適切な1学級の生徒数は25人から30人程度とした。また、学級数に基づいた教員定数は14人（教頭は含まない）となる。

5 学校施設等適正配置の基本方針

「中津川市学校規模等適正化基本計画」及び「児童生徒の教育活動に適した学級規模とは」を参考にし、子どもたちの能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家、社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的として学校施設等適正配置計画の基本方針をまとめます。

① 学校規模適正化に関する基本計画 ～中津川市学校規模等適正化基本計画～

平成24年2月に策定した、中津川市学校規模等適正化基本計画では、適正化によりめざす姿等を以下のとおり示しています。

(中津川市学校規模等適正化基本計画から)

学校規模等適正化に関する基本計画

≪「子どもたちのよりよいひとりだち」のため、学校規模等適正化検討委員会からの答申を受けて策定≫

★ 検討委員会で課題とされたこと

なぜ適正化なのか？

- **過小規模の小学校・中学校では**
 - ① 児童・生徒の行動範囲が限られ、自分の意見を幅広く交流しあう機会が少ないなど、ものの見方、考え方が広がりにくい傾向がある。
 - ② 大きな集団での社会経験の場が不足しがちである。
 - ③ 固定した人間関係が継続するため、児童・生徒の序列意識を生みやすい。
 - ④ 良い意味での競争心や相互に刺激し合うことが薄くなる。
- **特に過小規模の中学校では**
 - ① 部活動で制約されること。
 - ② 配置される教員数が少ないため、免許外の教科担任が指導する場合があること。

★ 学校の統合や分離、学区の変更等により学校規模等の改善（適正化）に取り組み、次代を担う子どもたちのよりよい学校教育の環境づくりをめざします。

めざす姿

- 生活や学習の基礎基本を確実に身につけ、応用する力を獲得できる。
- 集団の中で生きていくための社会的な力を身につけられる。
- 多様な価値観を培うことができる

中津川市のめざす学校規模は

- **小学校は、1学年あたり2学級から3学級**
- **中学校は、1学年あたり3学級から4学級**

● 次の学校が適正化の対象となります (平成23年度現在)

| 区分 | 学級数別 | 規模 | 学校数 | 対象学校 |
|--------|----------|----|-------|--------------------------------------|
| 小学校 | 1学級～5学級 | 過小 | 3 | 山口、田瀬、下野 |
| | | 過小 | 3 | 神坂、川上、高山（1学級10名未満） |
| | 6学級～11学級 | 小 | 7 | 阿木、坂下、加子母（1学級10名以上） 付知北、付知南、福岡、蛭川 |
| 中学校 | 19学級以上 | 大 | 2 | 西、坂本 |
| | 3学級 | 過小 | 1 | 神坂（1学級20名未満） |
| | | 小 | 3 | 阿木、加子母、蛭川（1学級20名以上） |
| | 4学級～8学級 | 小 | 5 | 苗木、落合、坂下、付知、福岡 |
| 13学級以上 | 大 | 2 | 第二、坂本 | |

★ 地域の理解を得ながら適正化の推進を図ります。

これからのすめ方

- ふるさと意識を高めるための学校、家庭、地域の役割分担と連携を考慮
- 地理的な条件の考慮
- 将来の子ども的人数などを考慮

各ステップで地域協議会を設け、保護者・地域と協議し、適正化に努めます。

ステップ1 過小規模の小学校—少なくとも6学級とする
過小規模の中学校—より多くの生徒との磨きあいが可能となる学校とする

ステップ2 小規模の小学校及び中学校—中津川市のめざす学校規模に向けて

ステップ3 大規模の小学校及び中学校—分離、学区の変更などにより中津川市のめざす学校規模に向けて

② 基本計画に基づく学校施設等適正配置計画の考え方

本市では、教育大綱（よりよいひとりだち中津川ビジョン）の基本構想において、リニア時代の中津川市を創る市民像を「学び、活かす市民」として中津川市教育大綱の目指す姿としています。

現代社会を生き抜くためには、インフラが充実し、世界が狭くなるグローバル化や少子高齢化が進む等、社会の状況は非常に変化が激しく価値観も多様になっていました。この傾向は今後もますます加速していくと思われまます。子どもも大人もこうした時代を生き抜いていかななくてはなりません。

そのためには、生き抜くための力として、

- 基礎基本を身に付け、当たり前のことが当たり前でできる力
- さまざまな学習や体験を重ね、それを活かして判断、行動する力
- よく調べ、理解し、自分の考えを整理して伝え、広める力が必要となります。

「学び、活かす市民」とは、よく学び（生涯を通じて進んで学び、自分を知り、深める）、じっくり考え（学びを活かし、他者との関わりも含めて考える）、判断（経験を活かし、見通しを持って判断する）、行動（自分が決めたことを、粘り強く、柔軟に実行し、働きかける）としています。

これら教育大綱のめざす姿の目標実現に向けた本市の教育の方向性として、学校教育・幼児教育では、基礎基本の習得とたくましい子の育成を“よりよいひとりだち”としてとらえています。

また、学校規模は、学習面、生活面・集団面、学校運営面等、様々な面で児童生徒をはじめとする学校に関わる全ての人々に影響を与えます。

本市教育委員会としては、公教育の公平性・機会均等性の観点から、市内のどの学校であっても、教育水準や教育施設・設備・教育の配置等といった教育条件・教育環境について、一定の条件を満たし、公平に提供するよう努めなければならないと考え、その実現に向け学校施設等の適正化を進めます。

③ 学校施設等適正配置計画の基本方針と進め方（小学校・中学校）

学校施設等適正配置計画は、学校統合を基本に適正化を進めます。しかしながら、保護者や地域の皆さんと話し合いを進める中で、学校が地域コミュニティの存続に決定的な役割を果たしている等、様々な地域事情により学校統合によって適正配置化を進めることが困難であるとする地域や小規模校のメリットを生かしつつ存続させることが必要であるとする地域については、小中を一体としてとらえ、一貫教育の考え方も視野に入れながら適正化を図っていきます。

- 学校統合
- 一貫教育の考え方も視野に入れた適正化

適正化に向けた地域の皆さんとの話し合いは、3年以内の完結を目指し進めます。

その計画期間を令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間とし、令和 6 年度から令和 10 年度までを第Ⅰ期計画、令和 11 年度から令和 15 年度までを第Ⅱ期計画と位置づけ進めていきます。

第Ⅰ期計画では、少なくとも 6 学級となるよう過少規模の小学校を、また、より多くの生徒との磨きあいが可能となる学校となるよう過少規模の中学校のそれぞれの解消を最優先として適正化に取り組みます。

また、過少規模校が所在する地域以外でも地域からの要望がある場合には、適宜対応し実現に向けた話し合いを行います。

第Ⅱ期計画では、中津川市のめざす学校規模に向けて小規模の小・中学校の適正化に取り組みます。

なお、少子化が進む中、一貫教育の考え方も視野に入れた適正化を踏まえても子どもたちの適切な教育環境でない場合や、今後も大規模の小学校および中学校が継続する場合には、分離や学区の変更等により中津川市のめざす学校規模に向けた取り組みを行います。

④ 学校施設等適正配置計画の進め方（給食調理場・教員住宅）

学校施設等適正配置計画は、小学校・中学校の適正化に合わせて学校に付設している給食調理場や教員住宅についても老朽化の程度、地域性等を考慮し小学校、中学校の適正配置と整合性を図りながら第Ⅰ期計画と第Ⅱ計画に落とし込み計画を進めます。

給食調理場は、センター方式ではなく自校調理方式を前提として、温かい給食を温かいまま運べる範囲の一部の隣接地区において、共同調理場方式を取り入れ、学校給食衛生管理基準を満たした給食調理場の整備を行います。

⑤ 学校施設等適正配置計画の進め方（長寿命化、設備）

学校施設等適正配置計画に合わせ、長期的な存続が必要な学校施設等については施設面での長寿命化を図ります。

また、トイレの洋式化や特別教室へのエアコン設置、LED 化や ICT 環境等設備面の整備も進めることとします。

このように、学校施設等を長期的に活用するためには、計画的な投資が必要となることから教育施設基金の創設等、財政的な担保が必要です。

⑥ 協議の進め方

学校施設等適正配置計画は、学校規模等適正化基本計画の考え方にに基づき、保護者や地域の皆さんとの話し合いで進めます。

学校規模等適正化基本計画で示された、「適正化に向けた検討のながれ」を参考に地域の実情に応じた手法を検討し進めます。

(中津川市学校規模等適正化基本計画から)

学校規模適正化の基本的な考え方とは

中津川市教育委員会は、子どもたちの「よりよいひとりだち」を願い、0歳から15歳までを対象とした一貫教育の理念にたち、心身ともに「たくましい子の育成」を目指しています。

「たくましい子の育成」は、基礎基本の確実な定着と調和のとれた豊かな人間性と社会性の育成・自ら学び自ら考える力の育成等を包括した教育活動です。

「よりよいひとりだち」には、確かな学力とたくましい体、豊かな心だけでなく、集団の中でたくましく生きていく力の獲得やふるさと意識の醸成が求められます。

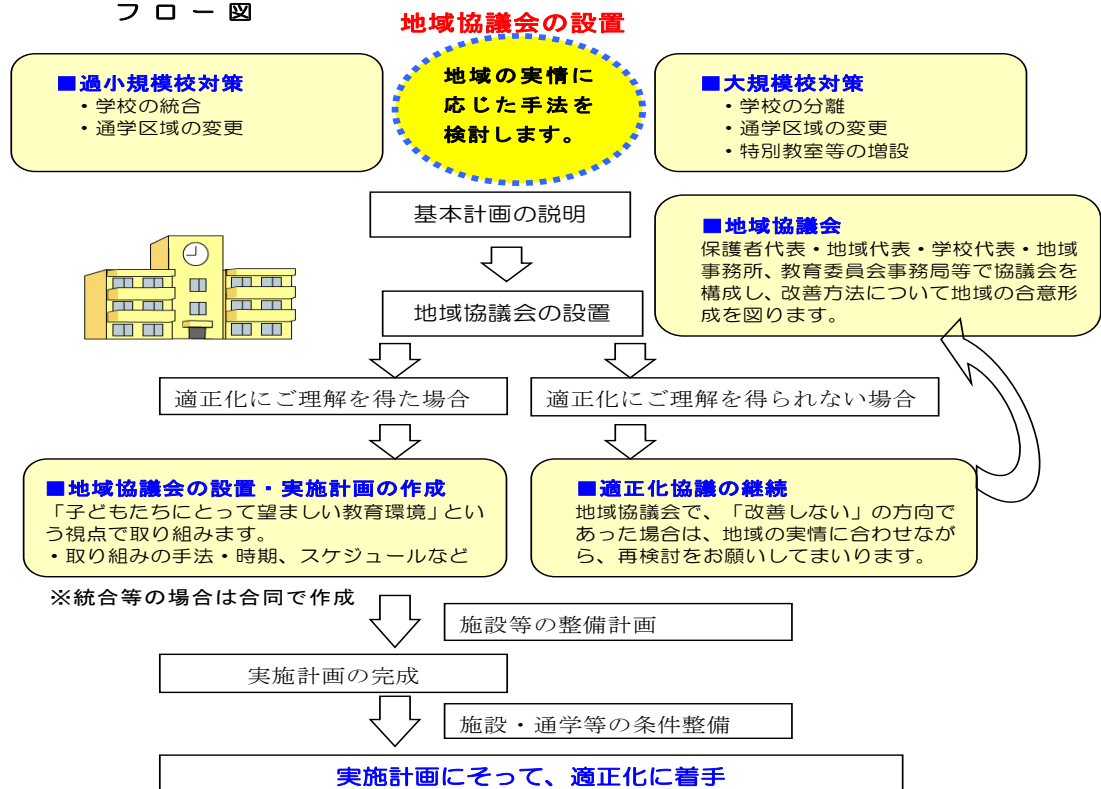
そのための適切な環境整備を学校規模の面から考え、実現に向けて積極的に推進していくための基本方針をまとめました。

適正化は保護者や地域の皆さんとの話し合いで進めます

● 適正化に向けた検討のながれ

- ① 地域でこの計画をもとに適正化についての懇談を行います。
- ② 過小規模校の地域において、地域の各代表者や地域事務所、教育委員会の事務局等から構成する地域協議会の設置します。
- ③ 地域協議会で適正化の方向性を御協議いただきます。
- ④ 適正化に合意をいただいた地域では地域別実施計画を作成します。
- ⑤ 実施計画に従って適正化を進めます。
- ⑥ 過小規模以外の対象となる学校についても、この後順次地域協議会の設置を行います。

フ ロー 図



① 中津地区（南、東、西）

【適正配置の考え方】

いずれの小学校、中学校においても中規模校であり、現状維持が望ましい。

給食調理場については、老朽化が進んでおり、今後の整備は単独で整備するのではなく、近隣地域の調理場整備とともに検討する必要がある。



【現状】

| 区分 | 名称 |
|-------|----------------------------------------------|
| 小学校 | 南小学校、東小学校、西小学校 |
| 中学校 | 第一中学校、第二中学校 |
| 給食調理場 | 南小学校給食調理場、東小学校給食調理場、西小学校給食調理場、第一第二中学校給食共同調理場 |
| 教員住宅 | — |

② 苗木地区

【適正配置の考え方】

小学校は中規模校、中学校は小規模校である。保育園のこども園化と同期をとり、地域完結型の形を継続することが望ましい。



【現状】

| 区分 | 名称 |
|-------|-------|
| 小学校 | 苗木小学校 |
| 中学校 | 苗木中学校 |
| 給食調理場 | — |
| 教員住宅 | — |

③ 坂本地区

【適正配置の考え方】

小学校は大規模校であり、中学校は中規模校である。
こども園、小学校、中学校を合わせ地域完結型の形を
継続することが望ましい。

給食調理場は、今後の整備は単独で整備するのではな
く、近隣地域の調理場整備とともに検討する必要がある。
る。



【現状】

| 区分 | 名称 |
|-------|-----------------------|
| 小学校 | 坂本小学校 |
| 中学校 | 坂本中学校 |
| 給食調理場 | 坂本小学校給食調理場、坂本中学校給食調理場 |
| 教員住宅 | — |

④ 落合地区

【適正配置の考え方】

小学校、中学校ともに小規模校である。
神坂地域の小学校、中学校を合わせて地域完結型の形
をとることが望ましい。

給食調理場も学校統合に合わせて統合が望ましい。



【現状】

| 区分 | 名称 |
|-------|-------------|
| 小学校 | 落合小学校 |
| 中学校 | 落合中学校 |
| 給食調理場 | 落合学校給食共同調理場 |
| 教員住宅 | — |

⑤ 阿木地区

【適正配置の考え方】

小学校は小規模校、中学校は過少規模校である。

めざす学校規模を考慮すると統合等の検討が必要となるものの、地域の考え方を丁寧にくみ取る必要がある。

給食調理場は、単独で整備するのではなく、近隣地域の調理場整備とともに検討する必要がある。

教員住宅は可能な限り用途廃止とする。



【現状】

| 区分 | 名称 |
|-------|--------------|
| 小学校 | 阿木小学校 |
| 中学校 | 阿木中学校 |
| 給食調理場 | 阿木学校給食共同調理場 |
| 教員住宅 | 阿木教員住宅 1、2 号 |

⑥ 神坂地区

【適正配置の考え方】

小学校、中学校ともに過少規模校であり、小学校では複式学級が発生している。

幼稚園が落合保育園との統合が予定されており、まずは落合小学校、落合中学校との統合が望ましい。

給食調理場も学校統合に合わせ統合が望ましい。

教員住宅は学校統合に合わせ用途廃止する。



【現状】

| 区分 | 名称 |
|-------|-------------------------------|
| 小学校 | 神坂小学校 |
| 中学校 | 神坂中学校 |
| 給食調理場 | 神坂学校給食共同調理場 |
| 教員住宅 | 神坂教員住宅 1、2 号、馬籠教員住宅 1、2、5、6 号 |

⑦ 山口地区

【適正配置の考え方】

小学校は過少規模校であり、複式学級が複数存在している。

中学校は統合済みである。こども園の統合時期が示されていることからそれより前に小学校統合が望ましい。

教員住宅は学校統合に合わせて用途廃止する。



【現状】

| 区分 | 名称 |
|-------|-----------------------|
| 小学校 | 山口小学校 |
| 中学校 | — |
| 給食調理場 | — |
| 教員住宅 | 山口教員住宅原 4、5、6、7、8 号住宅 |

⑧ 坂下地区

【適正配置の考え方】

小学校、中学校ともに小規模校である。

小規模校ではあるが、地域をこども園から“やさか”としてとらえ、地域完結型の形が望ましい。

給食調理場も同様の考え方とする。

教員住宅は可能な限り用途廃止とする。



(現状)

| 区分 | 名称 |
|-------|------------------|
| 小学校 | 坂下小学校 |
| 中学校 | 坂下中学校 |
| 給食調理場 | やさか学校給食共同調理場 |
| 教員住宅 | 坂下教員住宅 C 棟 1、2 号 |

⑨ 川上地区

【適正配置の考え方】

小学校は過少規模校であり、完全複式学級となっている。中学校はすでに統合されており、保育園がやさかこども園となり統合したことを考慮すれば、早急に坂下小学校との統合が望ましい。

教員住宅は学校統合に合わせて用途廃止する。



【現状】

| 区分 | 名称 |
|-------|-------------------|
| 小学校 | 川上小学校 |
| 中学校 | — |
| 給食調理場 | — |
| 教員住宅 | 川上教員住宅田畑 1、2、3、4号 |

⑩ 加子母地区

【適正配置の考え方】

小学校は過少規模校、中学校は小規模校である。

めざす学校規模を考慮すると統合等の検討が必要となるものの、地域の考え方を丁寧にくみ取る必要がある。

給食調理場は東白川村と共同で運用しており存続が必要となる。

教員住宅については、小学校、中学校の存続と合わせることが望ましい。



（現状）

| 区分 | 名称 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 小学校 | 加子母小学校 |
| 中学校 | 加子母中学校 |
| 給食調理場 | 加子母学校給食共同調理場 |
| 教員住宅 | 加子母教員住宅No.105、106、107、108、205、206、207、208、 加子母教員住宅No.1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11 |

⑪ 付知地区

【適正配置の考え方】

小学校が2つあり、いずれも小規模校である。中学校についても同様である。

公立保育園と私立幼稚園があり、こども園化と小学校の統合を進めることが望ましい。

給食調理場及び教員住宅については、小学校、中学校の存続と合わせることが望ましい。



【現状】

| 区分 | 名称 |
|-------|-------------------------------------|
| 小学校 | 付知北小学校、付知南小学校 |
| 中学校 | 付知中学校 |
| 給食調理場 | 付知学校給食共同調理場 |
| 教員住宅 | 付知町菓子上世1、2号、付知町菓子上単1、2、3、4、5、6、7、8号 |

⑫ 福岡地区

【適正配置の考え方】

小学校統合により、1学年あたり2学級となった。中学校は小規模校である。

給食調理場は小学校統合に合わせ、苗木、蛭川地区を網羅したが、今後は中学校も含めることが望ましい。

教員住宅は可能な限り用途廃止とする。



（現状）

| 区分 | 名称 |
|-------|---------------------------|
| 小学校 | 福岡小学校 |
| 中学校 | 福岡中学校 |
| 給食調理場 | 福岡学校給食共同調理場、福岡中学校給食調理場 |
| 教員住宅 | 福岡教員住宅A棟1、2号、福岡教員住宅B棟1、2号 |

⑬ 蛭川地区

【適正配置の考え方】

小学校、中学校ともに小規模校である。

めざす学校規模を考慮すると統合等の検討が必要となるものの、地域の考え方を丁寧にくみ取る必要がある。

教員住宅は可能な限り用途廃止とする。



【現状】

| 区分 | 名称 |
|-------|----------------------------------------|
| 小学校 | 蛭川小学校 |
| 中学校 | 蛭川中学校 |
| 給食調理場 | — |
| 教員住宅 | 蛭川教員住宅1号棟1、2、蛭川教員住宅2号棟1、2、蛭川教員住宅3号棟1、2 |

① 児童生徒への配慮

学校施設等の適正配置によって、集団規模が確保できることにより、より良い教育条件・教育環境が整う反面、環境が大きく変わること等への配慮が必要となります。

このことから、本市では、児童生徒への配慮として、「子どもたちへの理解と心のケア」、「学校間交流」、「特別支援教育への対応」等の観点から不安や負担の軽減に努めます。

② 通学への配慮

学校施設等の適正配置によって、通学方法が変わることや通学時間が長くなることは、子どもたちにとって大きな不安や負担につながる可能性があります。

子どもたちが少しでも安全・安心に通うことができるよう、「通学路の安全確保」、「遠距離通学者に対する通学支援」を行います。

児童は片道4 km、生徒は片道6 kmを超える場合にはスクールバス等の交通手段が考えられますが、全体の通学時間を30分程度を目安として検討を行います。

③ 学校等跡地の利活用

学校は、児童・生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域において学童、防災、各種イベント等コミュニティ活動が行われる場所としての機能も有しており、学校等跡地の利活用については、適正配置を進めると同時に検討を進める必要があります。

学校等跡地の利活用は、中津川市市有財産（施設）運用管理マスタープランの考え方に基づき「用途廃止施設は、民間へ売却することとし売却の可能性がない場合は取り壊す」ことを原則とし、市として担うべき機能としての活用の検討、公共的な団体等による事業の必要性を検討します。

なお、活用策が決まるまでの間は、引き続き地域での利用ができるよう配慮します。

編集・発行

令和6年4月

中津川市教育委員会事務局

教育企画課・施設計画推進室